

平成28年 犯罪抑止のための行動指針
～犯罪の起きにくい社会づくりの推進～

重点犯罪対策

1 特殊詐欺対策

実施事項	主たる実施主体
被害対象者に応じた、手口やキーワードを具体的に示した 特殊詐欺防止の講習や注意喚起の推進	県・市町(安全まちづくり)、県民等 事業者(金融機関・小売業・宅配・携帯音声通信)
金融機関やATM設置場所等の特殊詐欺被害の窓口となる場所における 声かけ活動や注意喚起の励行	県・市町(安全まちづくり)、県民等 事業者(金融機関・小売業・宅配)
架空口座や携帯電話の不正売買等、特殊詐欺等に利用されるおそれのある 犯罪ツールの流通防止対策の推進	県・市町(安全まちづくり) 事業者(金融機関・携帯音声通信)
特殊詐欺や悪質商法等の 早期通報体制の構築と専門的相談体制の強化	県・市町(安全まちづくり、消費生活)、県民等 事業者(金融機関・小売業・宅配・携帯音声通信)
特殊詐欺や悪質商法等の迅速かつ効果的な 被害発生・防止広報の推進	県・市町(安全まちづくり、消費生活)、県民等 事業者(金融機関・宅配)
特殊詐欺 電話撃退装置の貸出し事業の推進	県・市町(安全まちづくり)

2 子ども・女性対象犯罪対策

実施事項	主たる実施主体
子ども・女性を犯罪から守る重層的な 防犯・支援ネットワークの整備・充実	県・市町(安全まちづくり、教育、女性活躍推進) 県民等、事業者
声かけ事案やつきまとい等の 犯罪前兆事案の迅速な情報発信	県・市町(教育)、県民等、事業者
登下校時や夜間における 重点的なパトロール活動や不審者に対する通報体制の整備	県・市町(教育)、県民等、事業者
子どもの防犯意識向上を目的とした 地域安全マップの作成促進	県・市町(教育)、県民等
犯罪対処マニュアルの作成や参加体験型犯罪被害防止講習等の開催、防犯ブザー等身近な防犯グッズの普及促進	県・市町(安全まちづくり、教育)、県民等 事業者(塾)
声かけ事案、わいせつ事案等の発生するおそれの高い危険箇所への 防犯灯・防犯カメラ等の設置促進	県・市町(安全まちづくり)、県民等 事業者(公共交通機関、小売業)
公共交通機関や小売店等における盗撮・痴漢防止に関する 広報啓発活動と集中取締りの推進	県・市町(安全まちづくり) 事業者(公共交通機関・小売業)

3 乗物(自転車等)盗等対策

実施事項	主たる実施主体
車両(自転車、オートバイ等)の駐輪(車)時における 鍵かけの徹底、二重ロックの促進(ロックでガード大作戦)	県・市町(教育)、県民等 事業者(不動産業・小売業・車両)
駅周辺駐車(輪)場への 防犯カメラの設置促進、監視員の配備促進と不審者情報の早期通報	県・市町、事業者(公共交通機関)
放置自転車の撤去等、路上・店舗周辺等における 環境整備の促進	県・市町、事業者(公共交通機関、小売業)
自転車、オートバイの 防犯登録の徹底	県・市町(安全まちづくり、教育)、県民等 事業者(車両)

4 万引き対策

実施事項	主たる実施主体
店員による声かけ、警備員等による巡回、防犯カメラ設置、アナウンス等による 万引きをさせない店舗づくりの推進	事業者(小売業)
万引き防止ゲート、ICタグ等のIT技術を活用した 万引き防止機器の設置(表示)促進	事業者(小売業)
大規模小売店舗立地法に基づく 計画段階から万引き防止に配慮した店舗構造・商品陳列の推進	県(中小企業支援)、事業者(小売業・建築業)
少年の規範意識の醸成および高齢者への個別訪問等による生活指導や万引き防止啓発活動の推進	県・市町(教育、福祉)、県民等 事業者(小売業)

5 住宅侵入犯罪対策

実施事項	主たる実施主体
外出時、就寝時、不在時等における 戸締まりの徹底(ロックでガード大作戦)	県・市町(安全まちづくり)、県民等、事業者
防犯機能(カメラ・センサー)付きインターホン等の設置促進と、防犯に配慮した建物の普及促進	県・市町(住宅、安全まちづくり)、県民等 事業者(建築業・不動産業・セキュリティ業)
錠前、ガラス、サッシ、ドア等の 防犯性能の高い建物部品(CP部品)の普及、交換促進	県・市町(安全まちづくり)、県民等 事業者(建築業・不動産業)
住宅に対する防犯環境設計、防犯診断等による 防犯環境の整備促進	県・市町(住宅)、県民等 事業者(建築業・不動産業)

一般犯罪対策

1 犯罪多発警報等の発令に伴う対策

実施事項	主たる実施主体
マスメディア、各種広報媒体等を活用した県民の意識に届き心の琴線に触れる 効果的な広報活動の実施	県・市町(安全まちづくり)、県民等、事業者
防災行政無線、SNS等を活用した警報等発令時における 迅速な情報発信と官民の連携体制の整備	県・市町(安全なまちづくり)、県民等、事業者
学校や職場、各種会合等における 防犯講習会等の実施	県・市町(安全なまちづくり、教育)、県民等、事業者
警報対象犯罪への 先制的な取締り と、発生が予想される地域(箇所)に対する パトロールの実施	県・市町(安全まちづくり、教育)、県民等、事業者
防犯ボランティア等との連携による 街頭等における啓発活動や啓発物(のぼり旗、ポスター等)の掲示	県・市町(安全まちづくり)、県民等、事業者

2 高齢者対象犯罪対策

実施事項	主たる実施主体
高齢者を守る 重層的な防犯ネットワークの構築・整備	県・市町(安全まちづくり、福祉)、県民等、事業者
特殊詐欺、悪質商法等に関する迅速・的確な情報発信の推進、相談窓口の整備充実	県・市町(安全まちづくり、消費生活)、県民等、事業者
地域見守り体制の構築と、関係機関等が連携した犯罪被害発生時における支援体制の充実	県・市町(安全なまちづくり、福祉、被害者支援) 県民等、事業者
犯罪対処マニュアルの作成や犯罪被害防止講習等の開催、ひたくり防止ネット等身近な防犯グッズの普及促進	県・市町(安全まちづくり)、県民等、事業者
ひたくり等が発生するおそれの高い金融機関周辺等における 防犯パトロールの推進	県・市町(安全まちづくり)、県民等、事業者(金融機関・小売業)

3 自主防犯活動促進対策

実施事項	主たる実施主体
地域の絆の強化と防犯意識の向上のための、 自主防犯活動団体の結成および活性化支援	県・市町(安全まちづくり)、県民等、事業者
防犯意識や規範意識の向上のための、 学生等若い世代の防犯ボランティアの育成支援	県・市町(安全まちづくり、教育)、県民等、事業者
外国人住民との 共生に向けた協働による防犯活動の促進と、外国人ボランティアの育成支援	県・市町(安全まちづくり、外国人)、県民等、事業者(外国人雇用企業)
ホームページ、電子メール、CATV等を活用した自主防犯活動団体への 犯罪・防犯情報等の発信活動の推進	県・市町(安全まちづくり、教育)、事業者
県内の公共空間および店舗等における 各機関・団体等が連携した防犯パトロールの促進	県・市町(安全まちづくり、教育)、県民等、事業者(金融機関、小売業等)

4 少年非行対策

実施事項	主たる実施主体
学校および地域における 非行防止教育・薬物乱用防止教育の推進	県・市町(安全まちづくり、教育、薬物)、県民等
規範意識や地域の絆を醸成するための、 社会奉仕活動や地域住民との交流活動の促進	県・市町(教育、安全まちづくり)、県民等、事業者
街頭補導活動の強化による、 早期に少年の非行の芽を摘み取る活動の推進	県・市町(教育)、県民等
「県警少年サポートセンター」や「あすくる」等との連携による 少年立ち直り支援の推進	県・市町(子ども、教育)、県民等、事業者

5 インターネット利用犯罪対策

実施事項	主たる実施主体
インターネット犯罪防止に向けたプロバイダ事業者等との連携による 違法・有害情報排除対策の推進	県・市町、県民等、事業者(プロバイダ)
インターネット上の有害なコンテンツから少年を保護するための フィルタリング措置の充実	県・市町(教育)、県民等、事業者(プロバイダ、携帯音声通信)
少年の健全な情報活用能力(メディアリテラシー)育成のための 情報モラル教育の推進	県・市町(教育)、県民等、事業者

6 再犯防止の対策

実施事項	主たる実施主体
協力雇用主等との連携による、再犯防止のための 就労支援対策の推進	県・市町(更生保護)、事業者
更生保護施設や地域生活定着支援センターとの連携による 住居確保や生活環境調整支援対策の推進	県・市町(更生保護)、県民等、事業者
「社会を明るくする運動」を始めとした啓発などによる、県民や事業者に対する 更生保護制度の理解と協力の促進	県・市町(更生保護)、県民等、事業者

※ 実施主体欄の「県・市町、県民等、事業者」は、「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり実践県民会議規約第4条第2項に規定する別表に掲げる団体等をいう。